

社会福祉法人 京都ワークハウス 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人京都ワークハウスの役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 業務執行理事とは、本会定款第 17 条 2 項に定める理事をいう。
- (3) 常務理事とは、理事長を補佐する職務を担う理事をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、業務執行理事、常務理事以外の役員をいう。

(報酬等)

第 3 条 役員等については、勤務形態に応じて、次の各号による報酬等を支給する。

- (1) 法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている理事(業務執行理事)に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- (2) 常務理事 別表 1 に定める報酬額
- (3) 非常勤の役員には支給しない。
- (4) 評議員 別表 2 に定める報酬額

(報酬等の支給方法)

第 4 条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 評議員に対する報酬等は、本法人の評議員会に出席の都度、現金で支給する。
- (2) 常務理事に対する報酬等の支給時期及び支給方法は、本法人の職員給与規程の規定を準用する。

別表1 常務理事の報酬額(第 3 条(2))

(1) 日額5,000円

別表2 評議員の報酬額(第 3 条(4))

(2) 日額2,227円

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則) この規程に定めない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

現行の「社会福祉法人京都ワークハウス 役員等報酬規程」は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。